議会事務局 (gikai@pref.kagawa.lg.jp)

差出人 :

宛先: gikai@pref.kagawa.lg.jp

CC:

件名: ネット・ゲーム依存症対策条例(仮称)素案についてパブリック・コメント

日時 : 2020年01月27日(月) 14:09



議会事務局 ご担当者様

日頃は、行政活動に従事いただきまして誠にありがとうございます。

「ネット・ゲーム依存症対策条例(仮称)素案についてパブリック・コメント」につきまして

応募要件の第2項、第11条に規定する事業者に該当すると理解をいたしま したので、

意見をお送りさせていただきます。

まず、総論としまして、本条例に「賛成」の立場として意見を述べさせてい ただきます。

本条例については、メディアで取り沙汰されて以降、主にインターネット上 において

議論が白熱化していることもあり、既に多くの問い合わせや、反対意見が届いていることと

思われます。

しかし、私個人が見た限りでは、多くの議論が前提条件が間違っており、 本条例の意図している目的を履き違えた上での議論になってしまっておりま す。

また、そこから憶測や推測を呼び、あらぬ議論に発展している状況です。 これらの状況において届けられた反対意見に意味があるのか、甚だ疑問に感じております。 具体的には「ゲーム・ネットを規制する目的の条例である」という大前提の 議論になってしまっているのです。

私が、本条例素案を読んだ限りでは、そのようには受け取れず、

あくまで、ネット・ゲーム依存に陥っている未成年者を広く発見できるよう に周知をし、

その家族に対して手を差し伸べ寄り添うためのものであると認識いたしました。

この認識が間違っていなければ、がむしゃらにゲームを規制し、子供の自由 や権利を奪うための

ものではないと思いますので、とても意義のある条例であると考えております。

ただ、その前提条件、考え方、目的については本当に多くの方が認識を誤った上で

議論を尽くしているものですので、できましたら香川県行政として、また県 議会として

公式に明確な発信をしていただくことが肝要ではないかと考えております。 読み手の解釈によって意味合いが変わってしまうと、運用がままならなく なってしまうのでは

ないでしょうか。

本条例の影響範囲が県内にとどまらず、我々事業者にもかかってくることか ら

非常に大事なことであり、必要な措置となるのではないかと思います。

また、さらに可能であれば、県民向け、事業者向けに説明会等をスケジュールを

決め開催していただくことで更に不安を取り除くことが 可能なのではないかと思いますので、ご考慮いただければ幸いです。

続きまして、各条項における意見を述べさせていただきます。

まず、我々事業者の役割となる、第11条に関してですが、概ね了承できる内容だと思います。

事業者の対象はどこまでの範囲なのか、などの重箱の隅をつつくような指摘 も多くあるとは思いますが、

一般社会常識の範囲で十分に判断できると思いますし、少なくとも我々事業者としても

ゲームやコンテンツが未成年者に悪影響を及ぼすことのないように、取り計 らうことは 至って当たり前の考え方であると思います。

次に第6条、及び第18条に関してです。

こちらについての意見が一番多く寄せられているのではないかと察せられますが、

基本理念には了承した上で、いくつか懸念点を指摘させていただきます。

まずこれらの条項には具体的な基準値の数値が明記されております。 これについても、1時間は短いであるとか、根拠がないなどの意見が多いで すが、

それはあくまで基準であるわけですから、決めないと話しが進まないので、 根拠や長さは重要ではないとは思います。

ですが、これを保護者がどう解釈するのか、という点は非常に懸念に感じております。

前述しました通り、インターネットの議論でも多くの方が条例の意図を読み 誤っていると思われる

状況ですから、保護者の方も同様に、条例の意図を認知せずに、とりあえず 内容通りにしとけばよいと考えるかもしれません。というよりは基準である のだから

それに従う人が多くなるのは自ずと明らかです。

そうなってしまうと、本条例の意図とはズレが生じますし、保護者としての 役割も

十分なのかという疑問が生じてしまいます。

また、ご家庭によっても全く状況は異なってくるでしょうから、固定の数値 による指定というのは

運用上よろしくないのではないでしょうか。

例えばですが、学校がない日などは長めに遊んでも学業には差し支えがない でしょうし、

そのように多くの方が認識さえしてくれれば、本条例素案でも問題ないとは 思うのですが、

多くの方が勘違いをしてしまう可能性も否めないかと思います。

例えばですが、1日の自由な時間のうちのどれくらいを割り当てる、というような割合を

基準として明記する形でも、差し支えはないのかなと思いますし、家族で しつかりと

話しをする契機になるのではないかと思います。

こちらもご考慮いただければ幸いです。

また、上記に続きますが、今後のことは議会承認を得てからの話だとは思いますが、

本条例をどのように運用していくのかという点については今の所不透明に感じています。

まずは施行後2年を目処に状況を鑑みつつ改良を重ねていくような段取りであることは

理解しておりますが、そもそも担当課などを新たに作られるのでしょうか。 この辺りの問題は、私の住む市でもよくありまして、条例ができたものの担 当課や担当者が不在で

運用がままならないという状態です。

これは前述のように、県民の方がしっかりと認知した上で進められれば良い と思いますが、

恣意的な運用がなされれば、子供の不幸を招く事態にもなりかねない影響を 及ぼすと

考えられると思います。

本条例の議会承認後の施行がとても早い日程を考えられているので、準備期間があまりにも

短いのではないでしょうか。

これについては、施行までの準備期間をもう少し長めにとり、その間にも医療機関や教育機関、

また県民の保護者の方や、我々事業者とのヒアリングや説明会などを行って、感触を伺うという

段取りも必要なのではないかと考えます。

その点についても懸念点として上げさせていただきますので、ご考慮いただければ幸いです。

長くなりましたが、多く意見が届き、中には辛辣な内容も多くあるのではないかと思いますが、

それだけ注目されているということでもあると思います。 めげずに頑張っていただければ幸いです。

どうぞよろしくお願いいたします。

1.html

لہ